

ごみの排出についてのお願い

ごみの排出について、日頃から町民の皆さまにはご理解とご協力をいただきありがとうございます。あらためて、次の点についてご確認いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

介護用・乳幼児用おむつ類の排出方法について

燃やすことが可能であるものについては、汚物を取り除き、無色透明または半透明（中身が確認できるもの）の袋に入れて、燃やすごみの日に排出してください。なお動物用については、燃やすごみ（有料ごみ）袋での排出をお願いします。

電池類の排出方法について

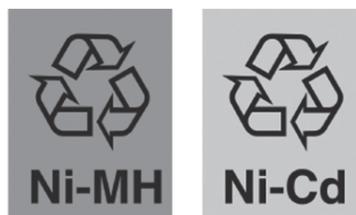
誤って排出される電池類により、全国のごみ収集車両やごみ焼却施設で発火発煙事故が増加しています。豊頃町のごみを受け入れしている帯広市くりりんセンターの焼却施設でも、令和3年に入ってから7件の火災発生事故が報告されています。

この原因となるのが、リチウムイオン電池などの小型充電式電池が有料ごみ袋（燃やすごみ・燃やさないごみ）への混入によるものと推測されています。



小型充電式電池

以下のリサイクルマークが入ったものは、家電量販店等のリサイクル協力店へ。



▲ニッケル水素電池

▲ニカド電池



▲リチウムイオン電池

豊頃町では、燃やさないごみの日に電池の排出を指定しており、「アルカリ・マンガン電池」については、無色透明または半透明の袋に入れて排出をお願いします。この他の二次電池（小型充電式電池）については、豊頃町では現在収集できません。この二次電池には、表示されているものの中で、主に「ニカド電池」、「ニッケル水素電池」、「リチウムイオン電池」の3品目のほか、電池一体型の製品で電池の保有箇所がわからないものなどたくさんあります。こうした二次電池類を廃棄する場合は、家電量販店やホームセンターなど購入先で回収の確認についてお問合せください。

スプレー缶やカセットコンロのガス缶等の排出方法について

スプレー缶全般類（缶内にガスが充填しているもの）に関しては、清涼飲料水缶や食品缶詰等とは別の無色透明または半透明の袋に入れて、資源ごみの日に排出してください。

分別・排出状況について

資源ごみ（特にその他プラ・紙など）の排出方法について、不適切な分別や著しく汚れているなどの条件で収集されなかった資源ごみは、排出された方において、改めて適正に分別（リサイクルマークが記載されたもの）いただくとともに、汚れたものについては、一定程度洗浄したのち、おおむね乾燥させてから排出してください。ご協力をお願いします。



国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
011-290-5601
役場福祉課保険係 574-2214

交通事故など第三者の行為により、けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって、けがや病気になったとき、本来、治療費（過失相当分）は加害者が全額負担するのが原則です。しかし、現実的には話し合いや賠償請求が遅れるため一時的に健康保険の給付を受けて治療することができます。

このとき健康保険で負担した費用は、加害者に代わり一時立て替えている状況になるので、後日加害者へ損害賠償請求をすることになります。

医療費適正化の取組として、第三者行為によるけがの可能性のある方への負傷原因照会を行うことがあります。回答にご協力をお願いします。

第三者行為とは？

- ・ 相手のある交通事故（同乗者含む）
- ・ 他人のペットに噛まれた
- ・ 購入食品や飲食店等での食中毒
- ・ 他人からの暴力行為 など

警察に届出しましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

役場福祉課保険係の窓口にも必ず届出しましょう

第三者行為により保険証を使用する場合は必ず福祉課保険係へ第三者行為による被害届の提出をしてください。また安易な示談はさけて事前に相談してください。（法令により、速やかに医療保険者に届出をすることが義務付けられています。）

届出に必要なもの

- ・ 第三者行為による被害届（保険係の窓口にあります）
- ・ 保険証
- ・ 被保険者の印鑑
- ・ 事故証明書（後日でも可）など

詳しくは福祉課保険係へご相談ください。

ジェネリック医薬品の利用について

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発品と同じ有効成分で同等の効果が期待でき、低価格での提供が可能です。

○ジェネリック医薬品の処方希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。「ちょっと不安」という場合は、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができます。「お試し調剤」を利用することもできます。（保険証やお薬手帳にジェネリック医薬品希望シール（カード）を貼って、利用希望の意思を伝えることができます）

【効き目・安全性について】

先発医薬品と同様に様々な基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査し、クリアしたものだけが承認されています。※希望される場合は、主治医や薬剤師に相談しましょう。

【価格について】

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、なかには5割以上安くなるものもあります。

【かかりつけの医師・薬剤師をもちましょう】

○日頃から、かかりつけの医師や薬剤師をもって処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。

○自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳を1冊にまとめて持ちましょう。